

督促状の公示送達について

下記の督促状については、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び御殿場市税賦課徴収条例（昭和30年御殿場市条例第18号）第18条の規定に基づき公示送達します。

なお、当該書類は御殿場市役所総務部税務課に保管してありますので、送達を受けるべき者の請求があった場合には交付します。

令和 8年 8月 12日

御殿場市長 勝 又 正 美

記

- 1 発送する書類名 令和8年度 第1期分 市・県民税（普徴） 督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

注意： 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

別紙

通知書番号	氏名
3539989	AHN SUNGHYUN
3515702	QIU YUE
3251551	小田嶋 夕里奈
2134187	山下 和志
3551334	NGUYEN THI LY
3468941	PHAM NGOC DUY
3477665	PHAN VAN DUY
3492354	HUYNH THU PHUONG
3539211	VAN NIEKERK RAY LYNN JACQUELINE